

平成30年9月13日(木曜日) 第 3029 号

発 行 **宮 崎 県** 

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

# 目 次

			頁
告 示			
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(福祉	保健課)	1
○救急病院の認定(2件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(医療	薬務課)	1
○指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい	い福祉課)	1
○指定障害福祉サービス事業者の指定	(	<i>"</i> )	2
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療			
)の指定	(	<i>"</i> )	2
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(	<i>"</i> )	2
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療			
)の名称の変更	(	<i>"</i> )	2
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称			
の変更	(	<i>"</i> )	2
○民有林の保安林の指定予定	(自然	環境課)	3
○海面漁業の免許・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(水産	政策課)	3
○内水面漁業の免許・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(	<i>"</i> )	4
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路	保全課)	5

○道路の供用の開始・・・・・・・(道路保全課) 5
○都市計画の変更(2件) (都市計画課) 5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定(建築住宅課)6
公告
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市
町村の意見(2件)・・・・・・・・・(商工政策課)6
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見( // // ) 6
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)(農村整備課)6
○落札者等の公告・・・・・・7
病院局公告
○落札者等の公告(3件)・・・・・・・・8
選挙管理委員会告示
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使
用できる施設として市町村選挙管理委員会が指
定した施設の一部改正・・・・8
収用委員会告 <del>示</del>
○土地収用法施行令第6条の2において準用する
同令第5条第2項の規定による公示による通知9

# 告 示

#### 宮崎県告示第 724号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
たんぽぽ薬局	児湯郡高鍋町大字北高 鍋1392番地	平成30年8月1日

#### 宮崎県告示第 725号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
潤和会記念病院		宮崎市大字小	松1119番地	

2 救急病院等の認定の有効期間平成30年9月20日から平成33年9月19日まで

#### 宮崎県告示第 726号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。 平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
柳田病院		都城市東町10	)街区17号	

2 救急病院等の認定の有効期間 平成30年10月3日から平成33年10月2日まで

#### 宮崎県告示第 727号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規 定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。 平成30年9月13日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所	'- '- ''	客 児 通 所 事 業 所	'- '- '	客 児 通 所 事 業 者	指 定	事 業 等
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	の種類
4550700084	児童通所支援あすか	串間市大字西方36 76	社会福祉法人龍口 会	串間市大字南方34 31番地5	平成30年9月1日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス

#### 宮崎県告示第 728号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指 定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事	業	所	指 定 障 害 福 祉 サービス事業所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指定	サービスの				
番		号	名	称	所	在 地	名	称	主たる事務 所の所在地	年月日	種	類
451205	50040	)		サービス ろはと工		高鍋町大字 299番地		営利活動法 はと工房	児湯郡高鍋町大字 北高鍋 299番地	平成30年9月1日	就労定着	支援

#### 宮崎県告示第 729号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び 更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ヘルシー薬局 京町店	えびの市	薬局	平成30年 9月1日

#### 宮崎県告示第 730号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
喜島クリニック	宮崎市	精神通院医療	平成30年 9月1日
かぐら調剤薬局	宮崎市	薬局	平成30年 9月1日
ヘルシー薬局 京町店	えびの市	薬局	平成30年 9月1日
合同会社訪問看護ステー ションハピネス	宮崎市	訪問看護	平成30年 9月1日

#### 宮崎県告示第 731号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	名	変更	
	別在地	変更前	変更後	年月日
株式会社 さ くら調剤薬局	西都市	有限会社 さくら調剤 薬局	株式会社 さくら調剤 薬局	平成30年 7月2日

#### 宮崎県告示第 732号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う 指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

7 II.	=r →= lule	名	変更	
名 称	所在地	変更前	変更後	年月日
株式会社 松 の実薬局	宮崎市	有限会社 松の実薬局	株式会社 松の実薬局	平成30年 7月2日
株式会社 松 の実薬局平和 台店	宮崎市	有限会社 松の実薬局 平和台店	株式会社 松の実薬局 平和台店	平成30年 7月2日

株式会社 み ずき薬局	西都市	有限会社 みずき薬局	株式会社 みずき薬局	平成30年 7月2日
株式会社 み どり薬局	西都市	有限会社 みどり薬局	株式会社 みどり薬局	平成30年 7月2日
株式会社 さ くら調剤薬局	西都市	有限会社 さくら調剤 薬局	株式会社 さくら調剤 薬局	平成30年 7月2日

#### 宮崎県告示第 733号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字日野平乙2270-10、乙2340-10、字藤ノ木乙2344-3、乙2347
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置い て縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 734号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第10条の規定により、平成30年 9月1日付けで次のとおり海面漁業の免許をした。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 区画漁業権

公示番号	<b>4</b> 計平只	漁業権者	会計の中容	<del>/</del> = /± ₩□ĦĦ	
公小留写	免許番号	住所	氏名又は名称	免許の内容	存続期間
区第1号 同左		延岡市北浦町市振 541番地の4	北浦漁業協同組合	平成30年宮崎県告示第 2 44号による公示内容のと おり	平成30年9月 1日から平成 35年8月31日 まで
区第2号	同左	同上	同上	同上	同上
区第3号	同左	同上	同上	同上	同上
区第4号	同左	同上	同上	同上	同上
区第5号	同左	延岡市島浦町 874番地 1	島浦町漁業協同組合	同上	同上
区第6号	同左	同上	同上	同上	同上
区第7号	同左	延岡市土々呂町三丁目4040番地	延岡市漁業協同組合	同上	同上
区第8号	同左	同上	同上	同上	同上
区第9号	同左	愛媛県宇和島市津島町成 155番地4	藤堂真珠株式会社	同上	同上
区第10号	同左	延岡市土々呂町三丁目4040番地	延岡市漁業協同組合	同上	同上
区第11号	同左	同上	同上	同上	同上
区第12号	同左	同上	同上	同上	同上
区第13号	号 同左 東臼杵郡門川町庵川西六丁目 188番地		庵川漁業協同組合外1組合	同上	同上
区第14号	同左	同上	同上	同上	同上

# 平成 30 年 9 月 13 日 (木曜日) 第 3029 号 宮崎県公報

_						
ſ	区第15号	同左	日向市大字細島 852番地3地先	日向市漁業協同組合	同上	同上
	区第16号	同左	宮崎市青島3丁目5番1号	宮崎市漁業協同組合	同上	同上
	区第17号	同左	日南市字石河 588番地 129	日南市漁業協同組合	同上	同上
	区第18号	同左	日南市南郷町中村乙4614番地3	南郷漁業協同組合	同上	同上
	区第19号	同左	同上	同上	同上	同上
	区第20号	同左	日南市南郷町潟上 134番地54	外浦漁業協同組合	同上	同上
	区第21号	同左	串間市大字西方 15071番地 128	串間市漁業協同組合	同上	同上

#### 2 定置漁業権

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	存続期間	
公小街与	光計留与	住所	光計の内谷	1十7元共1日		
定第1号	同左	延岡市北浦町市振 775番地 1	大寿水産有限会社	平成30年宮崎県告示第 2 44号による公示内容のと おり	平成30年9月 1日から平成 35年8月31日 まで	
定第2号	同左	延岡市島浦町 681番地	株式会社古谷水産	同上	同上	
定第3号	同左	同上	同上	同上	同上	
定第4号	同左	延岡市浦城町1180番地1	中島養的	同上	同上	
定第5号	同左	延岡市浦城町5番地13	延岡水産開発株式会社	同上	同上	
定第6号	同左	宮崎市港二丁目6番地	宮崎県漁業販売株式会社	同上	同上	
定第7号	同左	日向市大字細島 974番地の1	有限会社神代丸水産	同上	同上	
定第8号	同左	宮崎市港二丁目6番地	宮崎県漁業販売株式会社	同上	同上	
定第9号	同左	日南市南郷町中村乙4614番地	有限会社新堀水産	同上	同上	
定第10号	同左	日南市南郷町贄波3263番地1	有限会社東水産	同上	同上	
定第12号	同左	串間市大字大納 229番地 2	山下健一外12名	同上	同上	

#### 宮崎県告示第 735号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第10条の規定により、平成30年 9月1日付けで次のとおり内水面における区画漁業を免許した。 平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

八二平旦	<b>4</b> 計平只	漁業権者		<b>みず</b> の中容	存続期間	
公示番号	免許番号	住所	免許の内容	1分配期间		
内区第1号	同左	児湯郡西米良村大字村所15番地	西米良漁業協同組合	平成30年宮崎県告示第 405号による公示内容 のとおり	平成30年9月1 日から平成35年 8月31日まで	
内区第2号	同左	西都市大字妻51番地 1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上	
内区第3号	同左	西都市大字妻51番地1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上	
内区第4号	同左	西都市大字妻51番地 1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上	
内区第5号	同左	西都市大字妻51番地1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上	
内区第6号	同左	児湯郡西米良村大字村所15番地	西米良漁業協同組合	同上	同上	
内区第7号	同左	西都市大字妻51番地1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上	
内区第8号	同左	児湯郡西米良村大字村所15番地	西米良漁業協同組合	同上	同上	

#### 宮崎県告示第 736号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年9月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	218号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字末市 13990番1 地先から同 郡同町同大 字字平底1 2276番1地 先まで	新	10.0~ 79.0 10.3~ 271.2 10.0~ 79.0 10.3~ 271.2	7421. 0 4968. 0 7421. 0 4968. 0

#### 宮崎県告示第 737号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年9月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	1万~白 夕	57	日日	出口目がの知口
番号	種	類	路線名		間	供用開始の期日
45	県道	自	御池都城線	町18 地先 市同	市乙房 57番1 から同 町1858 地先ま	平成30年9月13日

#### 宮崎県告示第 738号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎土木事務 所、高岡土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原 総合支所農林建設課、宮崎市田野総合支所農林建設課、宮崎市高岡 総合支所農林建設課、宮崎市清武総合支所農林建設課、国富町都市 建設課及び綾町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 中部圏域(宮崎広域都市計画、田野都市計画及び綾都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域 宮崎広域都市計画区域に係る土地の区域 田野都市計画区域に係る土地の区域 綾都市計画区域に係る土地の区域

#### 宮崎県告示第 739号

(2) 期間

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、西臼杵支庁、延岡土木事務所、日向土木事務所、延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課及び高千穂町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

東臼杵・西臼杵圏域(日向延岡新産業都市計画及び高千穂都市 計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域 日向延岡新産業都市計画区域に係る土地の区域 高千穂都市計画区域に係る土地の区域

#### 宮崎県告示第 740号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者	位	置	道路 (メ-	指 定 年月日	
				幅員	延長	173.
(日南) 30-1	株式会社 丸商建設 代表取締 役榎木田 大資	日南市飫 3980番 6	肥二丁目	5. 02 4. 02	28. 10	平成30 年8月 21日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 鮮ど市場柳丸店・アタックス柳丸店 宮崎市柳丸町 101番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成30年6月4日
- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

平成30年9月13日から平成30年10月15日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ニトリ宮崎北店

宮崎市大字新名爪字麦田1387番11 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成30年6月29日
- 1 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年9月13日から平成30年10月15日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - イオンモール宮崎

宮崎市新別府町船戸 750番1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成30年6月6日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年9月13日から平成30年10月15日まで

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、長者井堰土地改良区 (小林市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名	氏	名	住 所
理	事	楢木	睦男	小林市真方5436番地イ
理	事	内 田	弘	小林市真方5470番地1
理	事	白ヶ澤	幸作	小林市真方5629番地2
理	事	西ノ村	一夫	小林市真方5809番地
理	事	坂 元	光 子	小林市真方5595番地イ
理	事	北ノ薗	健	小林市真方4743番地
理	事	岩田	昭 博	小林市真方4834番地
理	事	大 口	雄司	小林市真方4873番地
監	事	森 岡	與津男	小林市真方5384番地
監	事	原	勝次	小林市真方5601番地

(任期:平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	里	岡	弘	幸	小林市真方5445番地1
理	事	吉	丸	寧	雄	小林市真方5459番地2
理	事	遊	木	_	夫	小林市東方 648番地
理	事	小	原	国	芳	小林市真方5849番地
理	事	時	任	幸	_	小林市真方5606番地1
理	事	北ノ	薗	正	信	小林市真方4674番地
理	事	﨑	山	清	浩	小林市真方4847番地3
理	事	齋	藤	實	愛	小林市真方 783番地
監	事	森	岡	與淘	聿男	小林市真方5384番地
監	事	原		勝	次	小林市真方5601番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、尾八重野土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について 次のとおり届出があった。 平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	野		英	二	えびの市大字東長江浦 888
理	事	南	濱	勝	則	えびの市大字東長江浦1652- 139
理	事	本	田	英	俊	えびの市大字東長江浦1676- 797
理	事	山	田	尚	幸	えびの市大字東長江浦1676- 374
理	事	松	形	哲	至	えびの市大字東長江浦1676- 790
理	事	奥	松	文	雄	えびの市大字東長江浦1652-24
監	事	森	茂	洋	_	えびの市大字東長江浦1650-3
監	事	松	元	和	文	えびの市大字東長江浦1652- 120

(任期:平成33年7月27日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	野		英		えびの市大字東長江浦 888
理	事	南	濱	勝	則	えびの市大字東長江浦1652- 139
理	事	本	田	英	俊	えびの市大字東長江浦1676- 797
理	事	Ш	田	尚	幸	えびの市大字東長江浦1676- 374
理	事	松	形	哲	至	えびの市大字東長江浦1676- 790
理	事	奥	松	文	雄	えびの市大字東長江浦1652-24
監	事	森	茂	洋	_	えびの市大字東長江浦1650-3
監	事	松	元	和	文	えびの市大字東長江浦1652- 120

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成30年9月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 動物体焼却炉 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東 2丁目10番1号

3 落札者を決定した日 平成30年8月30日

4 落札者の氏名及び住所

インシナー工業株式会社福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅 東2丁目18番28号

5 落札金額

52,920,000円

6 一般競争入札の公告を行った日 平成30年7月19日

# 病院局公告

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成30年9月13日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

1 落札に係る調達件名 県立宮崎病院で使用する電気

2 契約に関する事務を担当する部局等県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号

3 落札者を決定した日 平成30年8月22日

4 落札者の氏名及び住所 九州電力株式会社宮崎営業所 宮崎市橘通西四丁目2番23号

5 落札金額 99,448,763円(消費税込み)

6 一般競争入札の公告を行った日 平成30年7月12日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成30年9月13日

県立延岡病院長 栁 邊 安 秀

1 落札に係る調達件名 県立延岡病院で使用する電気

2 契約に関する事務を担当する部局等 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10

3 落札者を決定した日 平成30年8月22日

4 落札者の氏名及び住所 九州電力株式会社延岡営業所 延岡市東本小路96番地2

5 落札金額 91,552,275円(消費税込み)

6 一般競争入札の公告を行った日 平成30年7月12日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成30年9月13日

県立日南病院長 峯 一 彦

 落札に係る調達件名 県立日南病院で使用する電気

2 契約に関する事務を担当する部局等県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号

3 落札者を決定した日 平成30年8月22日

4 落札者の氏名及び住所 九州電力株式会社日南営業所 日南市中央通1丁目8番地8

5 落札金額 66,646,513円(消費税込み)

6 一般競争入札の公告を行った日 平成30年7月12日

# 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第35号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号)の一部を次のように改正する。

平成30年9月13日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧											
_(平成29年9月29日現在)_											
							収容				
施設の名称	施	設	0	所	在	地	見込				
							人数				
[略]											
宮崎市生目台地区交	[略]										
流センター											
宮崎市共同利用施設	[略]										
吉永センター											
宮崎市共同利用施設	[略]										

改正前

改正後 市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (平成30年8月8日現在)

(干灰30年6月6日号	t1T.)						
							収容
施設の名称	施	設	の	所	在	地	見込
							人数
[略]							
宮崎市生目台地区交	[略]						
流センター							
吉永区会自治会自治	[略]						
公民館							
宮崎市共同利用施設	[略]						

空港南センター		
宮崎市共同利用施設	[略]	
<u>田吉センター</u>		
宮崎市共同利用施設	宮崎市大字田吉字肥屋田5730	100
赤江センター	<u>番地3</u>	
宮崎市共同利用施設	[略]	
浜畑センター		
宮崎市共同利用施設	[略]	
南赤江センター		
[略]		
加江田保育園	[略]	
宮崎市共同利用施設	[略]	
西山崎センター		
宮崎市共同利用施設	[略]	
<u>山崎台センター</u>		
宮崎市共同利用施設	[略]	
津和田センター		
宮崎市共同利用施設	[略]	
<u>城ノ下センター</u>		
宮崎市赤江東地区交	[略]	
流センター		
[略]		
宮崎市共同利用施設	[略]	
月見ヶ丘センター		
宮崎市共同利用施設	[略]	
源藤センター		
希望ヶ丘自治公民館	[略]	
「略]		

	空港南センター	
Ì	田吉自治公民館	[略]
Ì		
Ì	浜畑自治公民館	[略]
Ì	宮崎市共同利用施設	[昭]
	南赤江センター	
	[略]	
	加江田保育園	[略]
Ì	西山崎センター	[昭]
	山崎台グリーンハイ	[略]
	ツ自治公民館	
	宮崎市共同利用施設	[昭]
	津和田センター	
	城ノ下・池田自治公	[略]
	<u>民館</u>	
Ì	宮崎市赤江東地区交	[昭]
	流センター	
	[略]	
	宮崎市共同利用施設	[略]
	月見ヶ丘センター	
	源藤自治公民館	[昭各]
	希望ヶ丘自治公民館	[昭]
	[略]	
ı		

# 収用委員会告示

## 宮崎県収用委員会告示第3号

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において 準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通 知を行う。

平成30年9月13日

宮崎県収用委員会

公示による通知

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第46条第2項の規定により、下記1の者に通知すべき下記2の書類は、当収用委員会事務担当課(宮崎県県土整備部用地対策課)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

- 1 通知を受けるべき者の氏名及び住所等 古藤 洋子 住所不明 ただし、戸籍の附票上の最終住所 東京都渋谷区神山町1番8号
- 2 通知すべき書類

平成30年9月5日付け宮収第15-2号の書類(平30宮収裁第1号(県道飯野松山都城線改築工事及び県道志布志福山線改築工事(都城志布志道路「金御岳工区、末吉道路及び有明志布志道路」

・宮崎県都城市梅北町地内から鹿児島県曽於市末吉町南之郷字後原畑地内まで及び志布志市志布志町安楽字稲荷迫地内から同市志

布志町安楽字廿割地内まで)並びにこれに伴う県道及び市道付替 工事)収用裁決事件に係る第1回審理開催通知書)

(注意)上記書類を受領されないときは、平成30年10月4日を もって通知があったものとみなされます。